

富士見町定住促進対策新築住宅補助金

問 総務課 企画統計係 ☎62-9332

定住のための住宅を新築される方は、町の新築住宅補助金をご活用ください。

【目的】 富士見町に定住する目的で住宅を新築、または新築住宅を購入した方にその経費の一部を補助することで、人口の維持増加を図り、町の活性化を推進する。

【期間】 平成22年度から平成26年度までの5年間

【補助金額】 「富士見町定住促進対策新築住宅補助金」として50万円



補助対象者の条件

- ・町内に自らが定住する目的で住宅を新築、または新築住宅を購入した方
- ・申請時に町内に住所を有している方（外国人含む）
- ・町税等の滞納がない方
- ・申請時に満45歳未満の方 ※共有の場合は、持分1/2以上の方
- ・都市計画富士見町公共下水道排水区域および農業集落排水事業計画区域の中に新築した方、または区・集落組合に加入した方

補助対象住宅の条件

- ・町内に本店、営業所等を有する業者が新築に係る全部または一部工事（50万円以上）を施工した住宅

【必要書類】

- ①富士見町定住促進対策新築住宅補助金交付申請書(様式第1号)
- ②住宅新築に係る請負契約書の写し ※一部工事については、工事の明細と領収書（受領書）の写し
- ③住宅の登記事項証明書
- ④住宅の位置図
- ⑤住宅の完成写真
- ⑥町税等の「完納証明書」、または町税等の滞納がないことを補助金（交付金）交付事務取扱職員が確認することの「閲覧承諾書」
- ⑦住民票（同一世帯全員）の写し、外国人登録原票記載事項証明書

注意事項

- ・補助金の申請を予定している方は、補助対象の条件に該当しないケースがありますので事前にご連絡ください。
- ・申請については、住宅の建築または取得が完了した日（保存登記完了日）から3ヶ月以内となります。
- ・この補助金については、予算の範囲内での対応とさせていただきます。

年金だより

後納制度について

～過去10年分まで国民年金保険料が納められます！～

問 岡谷年金事務所 ☎23-3661 または 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

国民年金後納制度で将来の年金額を増やせます

後納制度は、過去10年間に納め忘れた保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことができます。また、年金を受給できなかった方は後納制度を利用することで年金が受けられる場合があります。

過去、10年以内に納め忘れの保険料がある方は、ぜひ後納制度をご利用ください。なお、後納制度が利用できる期限は平成27年9月30日までとなっています。お早めにお申し込みください。

後納制度のお申し込み・納付書の再発行のお問い合わせ

国民年金保険料専用ダイヤル(ナビダイヤル) ☎0570-011-050

(050から始まる電話でおかけになる場合は ☎03-6731-2015)

【受付時間】 月曜日 午前8時30分～午後7時
火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
第2土曜日 午前9時30分～午後4時



※ お問い合わせの際は基礎年金番号がわかるものをご用意ください。